

委員会紹介

第14回 犯罪被害者支援委員会

犯罪被害者支援委員会委員長 村田 智子 (48期)



1 はじめに

犯罪被害者支援委員会は、1999年11月にできた、比較的新しい委員会です。

委員会の主な仕事は、①犯罪被害者向けの電話相談・面接相談を行っている犯罪被害者支援センターの運営、②犯罪被害者の権利擁護ないしは権利向上のための法制度等の研究、③相談担当者向けの研修です。

現在、委員会には35名、支援センターには72名の会員が所属しています。

2 弁護士による被害者支援活動とは

弁護士による被害者支援活動は、多種多様で、多数の関係者との連携が要求されます。

支援活動は、通常、相談業務から始まります。当会は、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と共通の番号で電話相談を行っています。電話相談の結果、必要に応じて面接相談を行います（初回は無料）。相談業務においては、正確な法的知識を伝えることはもちろん、被害者に二次被害を与えないということが要求されます。

相談の結果、警察に同行する、告訴・告発手続きを代理することもあります。刑事事件が進行するに従い、検事や被疑者・被告人側弁護士と対応することになります。

重大な事件においては、マスコミとの対応も急務であり、重要です。

医師やカウンセラーなどの専門家や、民間の被害者支援団体等と連携を要する場合があります。

その他、給付金の請求手続きや、裁判傍聴（傍聴付き添い、代理傍聴）、示談交渉等、被害者支援に携わる弁護士の仕事は限りなくあり、多数の関係者との連携が必要です。

3 被害者参加制度・国選被害者参加弁護士制度について

昨年12月、被害者の刑事訴訟参加制度及び損害賠償命令制度がスタートしました。刑事訴訟参加の制度においては、参加する被害者（被害者参加人）は、弁護士（被害者参加弁護士）を頼むことができます。資力が乏しい被害者のための、国選被害者参加弁護士制度もできました。この制度の適正な運営は、弁護士会の責務とされています。

被害者の刑事訴訟参加制度について、制度の是非そのものについて論じることはいたしません。同制度ができた背景には被害者の方たちの強い要求があったということ、被害者に弁護士がつくことによって同制度の問題点とされてきたものが相当程度は解消されるのではないかとと思われることは、ご理解いただければ幸いです。

4 今後の被害者支援について

とはいえ、犯罪被害者のための施策は、まだまだです。

私たち弁護士は、被害者にとって、もっとも身近な法律家です。もっと身近な法律家として、被害者のニーズを把握し、社会に向かって発言していく必要があります。

私は、常日頃から、当会の会員は、被害者の痛みに共感し、一生懸命に取り組んでくださる会員が多いのではないかと感じています。

今後のますますのご協力をお願い申し上げます。

*犯罪被害者支援委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2火曜日
午後1時30分～3時30分
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205